

京都市告示第117号

京都市水路等管理条例第2条第1号の規定に基づき、水路等を次のように指定し、同条例第3条第1項の規定に基づき、次の水路等を廃止及び一部廃止します。

当該路線の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成24年6月21日

京都市長 門川大作

(指定水路等)

整理番号	名称	起終	点
1	川島水0087号	西京区川島北裏町51番地の6地先 同区桂木ノ下町20番地の14地先	点
2	大原野水0688号	西京区大原野南春日町860番地地先 同町859番地の4地先	点

(廃止水路等)

整理番号	名称	起終	点
1	淀水0054号	伏見区淀美豆町288番地地先 同町282番地の2地先	点

(一部廃止水路等)

整理番号	名称	廃止する起 廃止する終	点
1	久世水0202号	南区久世築山町37番地地先 同町28番地地先	点

(建設局土木管理部道路明示課)